

福岡市災害廃棄物処理計画の策定について

1 計画策定の経緯

本市では、平成 17 年 3 月に発生した福岡県西方沖地震の経験を踏まえて、平成 22 年 1 月に「福岡市震災廃棄物処理計画」を策定した。

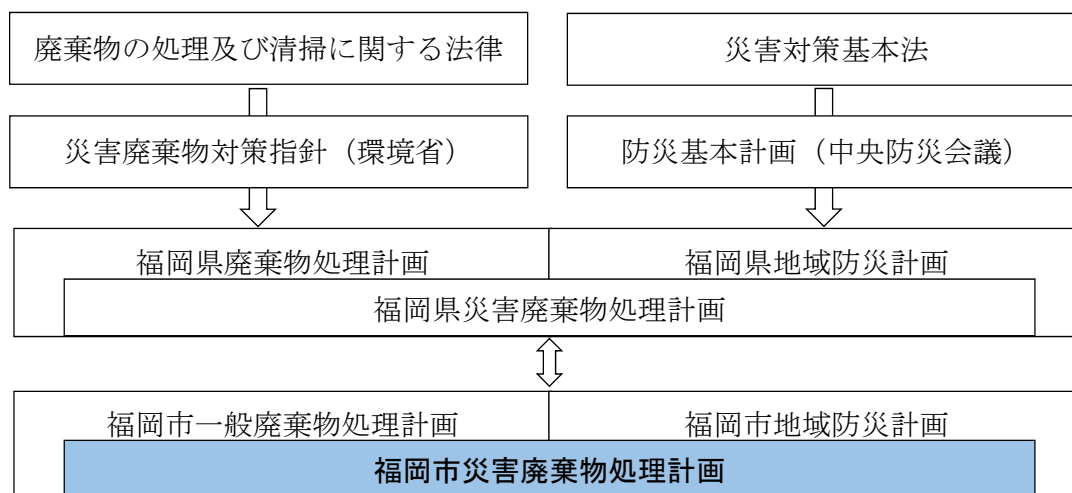
その後、平成 23 年 3 月の東日本大震災をはじめ、平成 28 年熊本地震や平成 29 年 7 月九州北部豪雨などの災害が頻発する中、環境省は平成 30 年 3 月に「災害廃棄物対策指針」を改定した。

本市においても、指針の改定や平成 30 年 7 月豪雨等における被災地支援の経験を踏まえて、現行の「福岡市震災廃棄物処理計画」を改定し、災害廃棄物処理における基本方針をまとめた「福岡市災害廃棄物処理計画」を策定するもの。

2 計画の位置付け

「福岡市災害廃棄物処理計画」は「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」及び「災害廃棄物対策指針」等に基づく計画であり、「福岡県災害廃棄物処理計画」や「福岡市地域防災計画」等の関連計画との整合を図りながら策定する。

(図) 福岡市災害廃棄物処理計画の位置付け



3 スケジュール

- 平成 30 年 12 月：市議会第 5 委員会報告
- 平成 31 年 1 月：パブリック・コメント
- 平成 31 年 3 月：計画策定，第 5 委員会報告

福岡市災害廃棄物処理計画（案）の概要

計画策定の趣旨

平成 28 年熊本地震，平成 29 年 7 月九州北部豪雨，平成 30 年 7 月豪雨等の大規模災害が頻発する中，平成 30 年 3 月に改定された災害廃棄物対策指針（環境省）を踏まえて，本市の災害廃棄物処理の基本方針として，「福岡市災害廃棄物処理計画」を策定するもの。

処理の基本方針

○迅速かつ衛生的な処理

発災後，災害廃棄物の発生量及び処理可能量を速やかに推計し，国，県，他の市町村や民間事業者と連携し，2 年以内の処理を目指す。

○分別・再資源化の促進

分別・再資源化を進め，処理期間の短縮及び最終処分場の延命化を図る。

○平時の廃棄物処理体制の維持

可能な限り夜間戸別収集等の平時の廃棄物処理体制を維持し，市民生活への影響を抑える。

○環境に配慮した処理

被災家屋解体時のアスベスト飛散防止対策をはじめ，各工程において生活環境の保全に配慮する。

○作業の安全性の確保

平時と異なる廃棄物の組成に留意し，作業の安全性を確保する。

災害廃棄物の発生量

	地震	津波	水害
発生推計量	約 84 万トン	約 8.5 万トン	約 24 万トン

地震：警固断層南東部を震源とするマグニチュード 7.2 の地震の場合

津波：西山断層又は対馬海峡東の断層が震源断層となった場合の最大量

水害：市内河川のうち，那珂川が氾濫した場合の最大量

協力・受援体制

本市単独での処理が困難な場合、各種支援協定に基づき、他の自治体や民間事業者の協力を得ながら、広域的な災害廃棄物処理体制を構築する。

また、「九州3指定都市災害廃棄物の処理における相互支援に関する協定」に基づき、北九州市、熊本市と連携した受援調整を実施する。

被災地支援

支援に要する資機材や宿泊場所等を全て準備する自己完結型の支援や災害対応で混乱する被災地の状況を考慮し、支援内容を提示する提案型の支援を実施する。

災害廃棄物の処理

推計を基に災害廃棄物処理実行計画を策定し、収集運搬、被災家屋の解体・撤去、中間処理、再資源化及び最終処分を計画的に実施する。

仮置場

被災現場から災害廃棄物を撤去するため、仮置場を設置する。

種類	概要
一次仮置場	<ul style="list-style-type: none">被災者が粗大系の片づけごみを直接持ち込み、一時的に保管する（指定袋に入るサイズのもの除く）。搬入された片付けごみを分別・保管する。原則として被災地近隣の市有地に設置する。
二次仮置場	<ul style="list-style-type: none">被災家屋の解体により発生した災害がれき及び一次仮置場に保管した片付けごみを搬入し、破碎・選別処理を行う。破碎・選別用の機械を設置する必要があるため、一定規模の面積を有する市有地に設置する。

その他

- 仮設トイレ等のし尿処理の実施。
- 有害廃棄物・適正処理困難物の適正な処理。
- 思い出の品や文化財への配慮等。

(参考) 災害廃棄物処理フロー

